

令和7年8月6日

## 新潟地方最低賃金審議会専門部会公益委員見解

新潟地方最低賃金審議会専門部会長 佐々木 桐子

### 1 はじめに

令和7年度の新潟県最低賃金の改正については、令和7年7月30日以来、本日に至るまで4回の会議を開催し、労使双方の委員から、改定額の根拠等について真摯な議論が展開されるなど、十分な審議を尽くしたところである。

しかしながら、労使意見の隔たりは大きく一致には至らず、公益代表委員として見解を示すこととした。

### 2 労働者側委員の意見

(1) 最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される目安を尊重しつつも、最低賃金法第9条の2「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」に則って審議する。

(2) 最低賃金は、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が確保できるものであるべきで、昨今の物価高騰は生計費への影響が大きく、実質賃金がマイナスで継続していることも考慮し、物価高騰を上回る引上げが必要と考える。

新潟市の標準生計費を見ると、令和5年4月の合計が107,420円、令和6年4月が117,790円で1万円程度伸びており、物価上の影響は標準生計費からも見て取れ、この影響は全国平均よりも大きい。

また、現在の新潟県最低賃金985円で1か月働いた場合の賃金は165,480円(168h換算)、可処分所得は133,543円となるが、これでの生活は困難である。

(3) 2025春季生活闘争においては、連合新潟結成以来、全体の引上げ額(加重平均)が過去最高となった。この流れを物価高騰の影響を受けている非加入の県内労働者に波及させていきたい。

一方、新潟労働局「NIIGATA Niji Work プロジェクト2025」では、令和5年賃金構造基本統計調査による新潟県の賃金額は、関東甲信、中部

地区で最も低いとされている。こういった実態で、働く地域、住み続ける地域として新潟県が選択されるのか、しっかり考える必要がある。

- (4) 企業の賃金支払能力については、通常の事業の賃金支払能力で検討すべきであるところ、新潟県の経済情勢は緩やかに持ち直していることと、賃金の各種調査結果や採用募集に示されている平均的な時給と比較して現在の新潟県最低賃金は大幅に下回っており、引上げによる影響は懸念されない。

なお、引上げに際しては、地域間の最低賃金の金額差(新潟県と全国加重平均で70円差)の改善も図る必要がある。

- (5) 以上から、今年度の引上げ額については、新潟市標準生計費の令和5年4月から令和6年4月の伸び率が9.65%であることから、985円に同率を掛けて算出した95.05円を切り上げた96円とし、1,081円にすることが望ましい。その後、個別折衝を重ね再考した結果、連合リビングウェイジ2024の新潟県時間額1,130円と現状の新潟県最低賃金の差額145円を2で割った72.5円の端数を切り上げて、73円を引き上げた1,058円が適当と考える。

### 3 使用者側委員の意見

- (1) 最低賃金については、最低賃金法に則り、新潟県における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力、この三要素について、客観的データに基づき合理的に検討するべきと考える。
- (2) 物価上昇が続く状況、また、県内の賃金の動向や働く人の生活向上と事業を持続的に発展させるために必要な人への投資という観点から、最低賃金についても引き上げることが必要であると考えます。

一方で、賃金の原資は、労使が自ら稼ぎ出さなければならないものであり、足りなければ国などの行政や外部の誰かが補填してくれるものではないことから、引上げ額は事業者の支払能力を超えたものにはできないものである。

- (3) 生計費については、現在の最低賃金985円で1か月(173.8時間)働いて得られる収入は171,193円、令和6年4月の標準人件費117,790円に最近の新潟市の持ち家の帰属家賃を除く総合の物価上昇率3.8%を掛け、税金や社会保険料負担も考慮( $\times 1/0.807$ )して計算した生計費は151,507円となる。

賃金の状況については、厚生労働省の「令和7年賃金改定状況調査結果第4表」における新潟県が属するBランクのパートタイム労働者の賃金上昇率が3.5%、新潟県の毎月勤労統計調査(4月)の従業員規模5

人以上の所定内給与と所定内労働時間から算出される時間給相当額が前年同月比 3.7%、新潟商工会議所が発表した「令和 7 年賃金改定及び採用状況に関する緊急調査結果」の賃上げ率が 3.89%となっている。

県内事業者の賃上げは、人手不足への対応を優先しやむを得ず防衛的に行っているところも大きい。

県内事業者の支払能力については、県の調査によれば、県内事業者の価格転嫁は進んでおらず、価格等の上昇が収益を圧迫し資金繰りの見通しが厳しくなっており、各地の商工会議所や企業団体の調査でも同様の結果となっている。日銀新潟支店の短観などでも企業の利益の先行き見通しは全国に比しても悪化が見込まれている。

また、中小企業庁の調査などでも中小企業の労働生産性は低く労働分配率が高いことが明らかになっているが、新潟県内は 99%以上が中小企業・小規模事業者であり、賃上げの余力に乏しい。

加えて中小企業・小規模事業者にとっては、借入金利の上昇や、賃金引上げに伴う社会保険料等の事業主負担の増加などといったことにも考慮する必要がある。

- (4) 例えば、中央最低賃金審議会から示された目安 6.0% (63 円) どおり引上げるとなれば、県内中小企業・小規模事業者の事業ばかりでなく、最低賃金近傍で働く方の雇用に与える打撃は大きい。また、最低賃金は罰金を伴う法的拘束力を有することから、中小企業・小規模事業者であっても大企業を遥かに超える賃上げができなければ法令違反としてペナルティが課されることになり、そのような決定に賛成の手を上げることはできない。
- (5) 以上を勘案するなかで、上記賃金の状況から、3.9% (38 円) に 2 円加えた 40 円の引上げが適当と考える。
- (6) 近年の最低賃金の引上げに際し、毎年の中央並びに各地の審議会でも政府に対する支援策の拡充を求める意見が繰り返し付されていることは、これまでの支援策が、必要としている事業者に十分届いていないことの証左である。

例えば業務改善助成金は、賃上げと設備投資を行い、生産性が向上したことが認められて初めて設備投資額の一部について助成されるのであり、その他の助成金なども同様となっている。

最低賃金の引上げに大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者は、人員や資金の余力が無く、こうした助成金を受け取るための計画策定や手続きを行ったり自己資金を用意する余力に乏しいことが多い。

こうしたことから、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げに見合っ

た原資が確保できる環境整備に向け、助成金などの手続き簡素化や要件の緩和、助成率の拡大や生産性向上に対する直接的な支援などを、政府や地域の行政など関係機関に強く求めていくべきと考える。

#### 4 公益委員見解

本年度の新潟県最低賃金の改正に関しては、物価高騰等による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい状況等を踏まえ、新潟県における関係データを重視し、法に定める三要素を考慮した審議を行った。

労使委員からは、新潟県における各種資料を根拠にそれぞれ合理性を有するご意見をいただいた。その上で、労使双方の歩み寄りに向け働きかけを行ったが全会一致に至らなかった現段階において、公益委員としては、下記の三要素の実態を踏まえ、総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。具体的には「新潟市消費者物価指数」の「食料」の平均 6.67%を参考値として用い算定した 65 円を引上げ額とした。なお、端数処理においては、66 円引き上げた 1,051 円の影響率が 28.02%と 1,050 円の 26.31%から大きく上昇することから、その影響は大きいと判断し引上げ額を 65 円と決定した。

##### (1) 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数のうち、最低賃金近傍での労働者の生活費に影響が大きいと思われる「食料」と「光熱・水道」について注目した。

新潟県が発表している「新潟市消費者物価指数」の「食料」の令和 7 年 1 月から 6 月の平均を算出したところ 6.67%で、ウエイトは 2,568 であることから、物価高の影響が大きいものと判断した。また「光熱・水道(ウエイト 777)」については前同期間の平均は 11.73%であり、全国の平均 7.12%より高い。最低賃金近傍労働者の生活費に大きな影響を与えていると判断した(ここでいうウエイトとは基準年(令和 2 年)における家計の消費支出金額全体に対する割合(1 万分比)を指す。)

新潟県の毎月勤労統計調査による実質賃金指数(決まって支給する給与)が、ここ 1 年間以上、毎月前年同月比マイナスで実質賃金が増えない中、収入に対する生活費の割合が高い最低賃金近傍の労働者の欠かせない支出である「食料」と「光熱・水道」の負担増は、最低賃金の改正に考慮する必要がある。

##### (2) 賃金

連合新潟の 2025 春季生活闘争集計結果を見ると、新潟県内の春季賃上

げ妥結状況における全体の賃金上昇率は4.67%である。これは昨年同様、高水準となっており、この他の集計数値でも同様の高水準となっている。

また、新潟商工会議所において、令和7年3月に県内294社を調査した結果からは、賃上げ率加重平均値3.89%、規模別で20人未満5.82%、20～99人5.39%の調査結果が示されている。

令和7年賃金改定状況調査結果では、第4表における賃金上昇率（Bランク計）が、パートでは昨年と変わらない3.5%であったが、全体は0.5%上昇した2.9%であった。

その他、同様のデータからも、昨年同様の水準で賃上げが広く行われていると認められる。

### （3） 通常の事業の支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

令和7年7月に新潟県から発表された「新潟県の経済動向」には、「県内経済は、原材料価格等の上昇による影響などが見られるものの、持ち直している。」と示されている。企業収益については「改善の動きがみられるものの、一部に弱い動きもみられる。」と示され、企業の景況感については、改善はみられるものの、中小企業は低位のデータとなっている。

令和7年7月に新潟財務事務所から発表された「新潟県の経済情勢報告」では、総括判断は「県内経済は、持ち直している」とされている。また「企業収益」について「7年度は減益見込みとなっている」ものの、「中堅企業」、「中小企業」の経常利益の前年比は、3.4%増と24.5%増の予測となっている。

価格転嫁については、令和7年3月に行われた中小企業庁の価格交渉促進月間フォローアップ調査によると「発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割。」と改善は進んでいるが、二極分離している状況も認められ、更なる取組が重要とされている。

新潟県の企業倒産情報によると、件数、負債総額が増加する傾向はみられない。しかしながら、令和7年上半期の倒産原因の約86%が販売不振となっており、物価上昇が続けば、生活必需品の購入を優先させる購買行動が生じることから、業種によっては販売不振の傾向は続くと思料する。

## 5 政府等への要望

新潟県においては、中小企業・小規模事業者が99%を占め、中間財生産や下請取引を主流とする経営面で他律的な企業等が多く、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっている上、労務費を含む価格転嫁の状況は改善傾向にあるものの依然として二極分離の状態にあることから、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しい状況も認められる。また、新潟県は面積が広く小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、労働者の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう強く要望する。

生産性向上の支援については、各種の支援制度が用意されているが、中小企業・小規模事業者には、利用が難しく、効果が十分でないとの意見があることから、可能な限り多くの企業が賃上げを実現できるように、手続きの簡素化や要件の緩和、助成率の拡大など、利用しやすく有効な支援制度になるよう改善を図ることを強く要望する。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の業種別の省力化投資促進プランなどの施策については、国内の事業者数に比し目標数が少なく、限られた事業者だけでは普及にはつながらないと思料されるため、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を十分に活用できるよう、周知等を徹底するとともに、利用しやすい制度とし、着実に実行されるよう要望する。

各種の制度融資などのうち、生産性の向上を図る目的のものについては、金利の軽減や利子補給、要件の緩和などの策を講じ、利用する事業者の支援に繋がる制度にすることを要望する。

加えて、新潟県内をはじめとする地方では、大企業などを川下とするサプライチェーンに属せず、地域の中小企業・小規模事業者の繋がりの中で事業を行ったり、地元の消費者に密着した事業を行っている中小企業・小規模事業者も少なくないことから、消費者などに対して、価格転嫁に理解を求めていくことや、物価高対策を進めていくことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。